

申立ての前に知っておくこと ～成年後見制度のタイプ～

成年後見制度は本人の生活や財産を守り、支えるための制度です。「任意後見」と「法定後見」に大別されます。法定後見は利用者の物事を決定する力(判断能力)によって「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれます。

将来に向けて備えを
しよう



成年後見

法定後見制度



判断能力が不足してきた
人に家庭裁判所がサポート
する人を選ぶ制度

任意後見制度



本人がしっかりしているうちに
将来サポートしてくれる人と
あらかじめ契約しておく制度

補助

保佐

後見

有

物事を決定する力

無

家庭裁判所が、ご本人にとって
最も適任と思われる方を選任します。



1

申立人・申立先の確認

- ◆申立人
本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長
- ◆申立先
本人の住所地を管轄する家庭裁判所
※大郷町であれば仙台家庭裁判所（後見センター）になります。

7

審判

- ◆申立て書類や鑑定書の内容等に基づき、後見人等が選任されます。
- ◆審判は書面審理で行われるため、法廷に出向くことはありません。
- ◆審判後は、家庭裁判所から審判の結果が郵送で届きます。

家庭裁判所

6

面接等

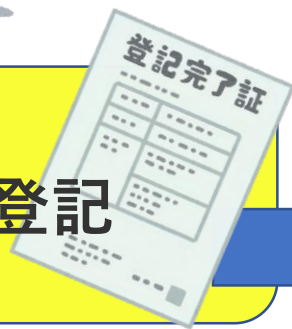
- ◆申立人、後見人候補者との面接
- ◆本人との面接
- ◆親族への意向照会
- ◆医師による鑑定診断等が行われます。



8

後見の登記

登記完了証



2

必要書類の準備

- ◆戸籍謄本や登記されていないことの証明書等を取り寄せます。

診断書の取得

- ◆本人の判断能力の状況について医師に診断書の作成をお願いします。
- ◆診断書の記載内容で申立の類型が決定します。

* 診断書代は、数千円程度。
(ケースにより様々です)



3

申立書類の作成

- ◆書類は、家庭裁判所のホームページ等から入手できます。



5

申立

- ◆申立書類一式、切手、収入印紙等を定められたとおりに管轄の家庭裁判所へ提出します。



申立費用の目安

- * 申立手数料：収入印紙800円。
- * 登記手数料：収入印紙2,600円。
- * 書類送付料：郵便切手4,000円前後。



4

面接日の予約

- ◆予約時に申立人の連絡先や申立類型等を聞かれることがあります。予約をする際には、手元に申請書類を準備しておきましょう。

* 申立書類審査後、裁判所から連絡が来ます。



9

成年後見人等の仕事開始

- * 本人の財産状況を考慮して、家庭裁判所が成年後見人等に支払う報酬額を決定します。目安として月額2万円程度ですが、報酬の支払いが困難な方には助成制度があります。



成年後見制度を利用した際に期待できること

本人の財産管理を適切に行うことができます。

成年後見人が選ばれると、本人に代わって本人の財産管理が行われるため、適切に管理することができます。

必要な法律行為を代理で行うことができます。

施設入所の契約や住居の売買等、判断能力が低下した本人では行えないことを成年後見人が代理で行うことができます。

本人が行った不利益な契約などを取り消すことができます。

判断能力がない本人に代わり不利益な契約を取り消したり、代金の返還を請求したりすることができます。

親族などの使い込みを防ぐことができます。

本人の財産は、成年後見人の管理下に置かれるため、身近な親族が勝手に使い込んでしまうことを阻止できます。



成年後見制度に関する相談窓口

障がい者に関すること	大郷町役場保健福祉課 社会福祉係	022-359-5507
高齢者に関すること	大郷町役場保健福祉課 長寿・介護係	022-359-5507
	大郷町地域包括支援 センター	022-341-1414
児童に関すること	大郷町役場町民課 こども健康室	022-359-3030

自分のこと、家族のことを守るため、まずは相談してみよう！！

